## 岩手県告示第540号

東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第48条第1項の規定に基づき、次のとおり野田村復興整備計画に保安林 の指定の解除に係る事項を記載する予定であるので、その旨公告する。

平成25年7月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除予定保安林の所在場所 九戸郡野田村大字玉川第2地割字下安家33の18(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 縦覧の場所及び期間
  - (1) 場所 岩手県農林水産部森林保全課及び野田村役場
  - (2) 期間 平成25年7月12日から同月26日まで
- 備考1 「次の図」は、省略し、その図面を3(1)の場所に備えておいて縦覧に供する。
  - 2 野田村の住民及び利害関係人は、3(2)の期間の満了の日までに、縦覧に供された保安林の指定の解除の案について、知事に意見書を提出することができる。

なお、意見書の提出先は、盛岡市内丸10番1号岩手県農林水産部森林保全課である。